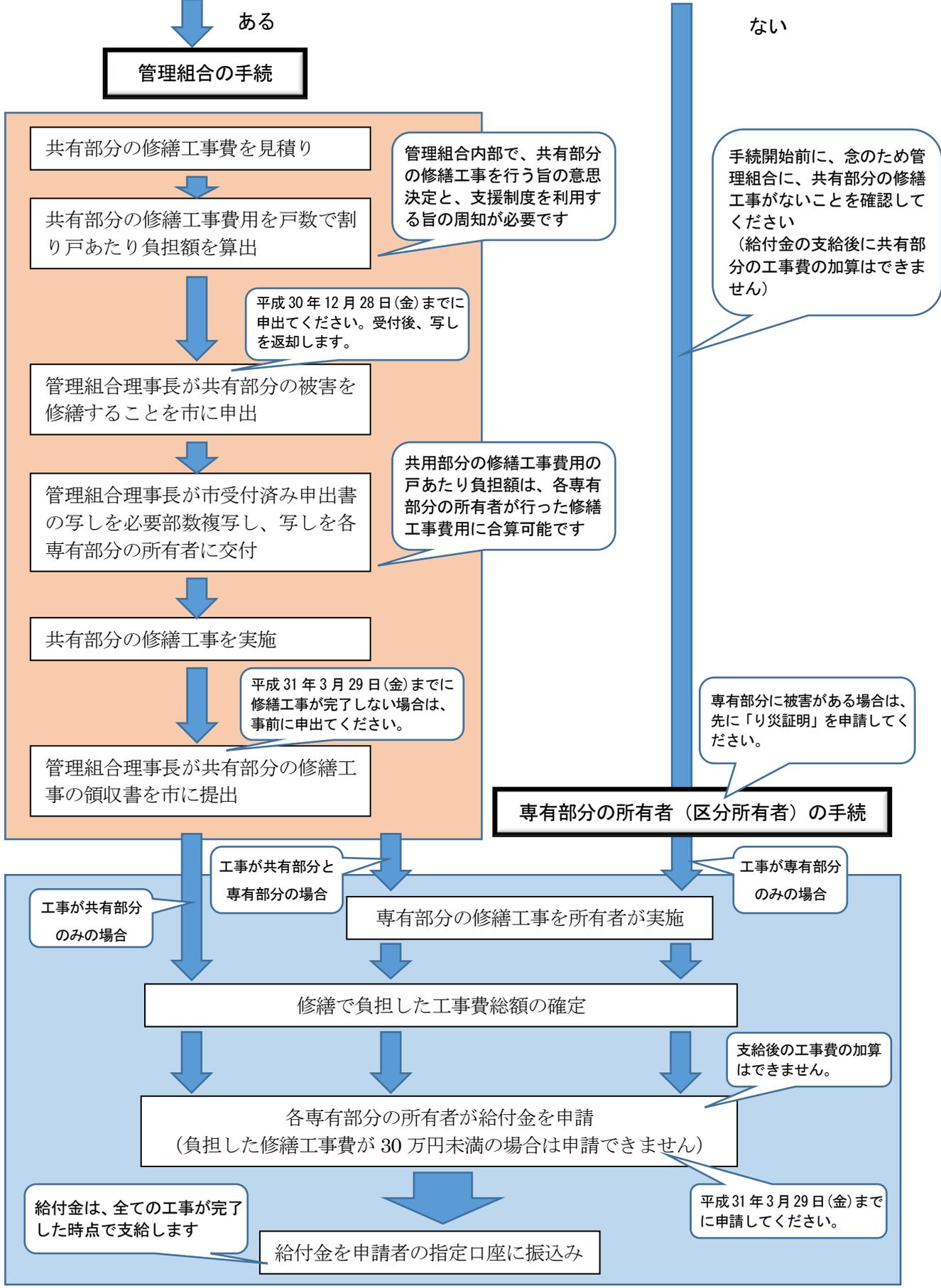


# 分譲マンション（区分所有建物）の申請フロー

被害ありで「り災証明」を受けていない管理組合は先に「り災証明」を申請してください

共有部分の被害があるか（管理組合が、住棟の「り災証明」を受けているか）



ある

管理組合の手続

共有部分の修繕工事費を見積り

共有部分の修繕工事費用を戸数で割り戸あたり負担額を算出

平成30年12月28日(金)までに申出てください。受付後、写しを返却します。

管理組合理事長が共有部分の被害を修繕することを市に申出

管理組合理事長が市受付済み申出書の写しを必要部数複写し、写しを各専有部分の所有者に交付

共有部分の修繕工事費用の戸あたり負担額は、各専有部分の所有者が行った修繕工事費用に合算可能です

共有部分の修繕工事を実施

平成31年3月29日(金)までに修繕工事が完了しない場合は、事前に申出てください。

管理組合理事長が共有部分の修繕工事の領収書を市に提出

専有部分の所有者（区分所有者）の手続

手続開始前に、念のため管理組合に、共有部分の修繕工事がないことを確認してください（給付金の支給後に共有部分の工事費の加算はできません）

専有部分に被害がある場合は、先に「り災証明」を申請してください。

工事が共有部分のみの場合

工事が共有部分と専有部分の場合

専有部分の修繕工事を所有者が実施

工事が専有部分のみの場合

修繕で負担した工事費総額の確定

各専有部分の所有者が給付金を申請（負担した修繕工事費が30万円未満の場合は申請できません）

支給後の工事費の加算はできません。

給付金は、全ての工事が完了した時点で支給します

給付金を申請者の指定口座に振込み

平成31年3月29日(金)までに申請してください。